



募集

県営住宅の入居者募集

▶入居資格 既に公営住宅に入居している人や暴力団員を除く、次の全てに該当する人

①特に住宅に困っている人

※持ち家のある人は申込不可。

②市税等の滞納がなく、これまでに市営住宅の明渡し請求を受けたことがない人

③収入が基準額を超えない人

地区	住宅名	空家戸数	間取り	摘要
朝日丘	A-102	1	3DK	1階 エレベーター有 単身での申し込みは出来ません。

▶申込方法 下記①に備付けの申込用紙を提出

▶申込期限 7月6日(月)～10日(金) 午後5時

▶抽選日 7月17(金) 午前11時から

▶抽選会場 日田総合庁舎3階 入札室

※詳細は下記①にお問い合わせください。

問①大分県住宅供給公社日田駐在所(日田土木事務所内) ☎②2480

②建築住宅課住宅施策係 ☎②8218(市役所5階)



健康・福祉

带状疱疹の予防接種は定期接種です 定期予防接種のご案内

带状疱疹ワクチン ID 1595
(誕生日よりも前に接種可)

▶対象者(日田市に住民登録をしている人)

これまでに带状疱疹ワクチンを接種したことがある人は対象外です(医師が必要と認めた場合は対象)。

①年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える人

※4月中に個別に案内を通知しています。

②60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害があり、日常生活を営むことが困難な人
(身体障害者障害程度等級表1級相当)

※該当する人は、医療機関又は健康保険課にお問い合わせください。

▶自己負担額

(助成は生ワクチン1回のみ、組換えワクチン2回)

・生ワクチン 2,500円

・組換えワクチン 1回あたり 6,500円

▶接種期間 令和9年3月31日(水)まで

※組換えワクチンは2回接種です。接種間隔を2か月以上空ける必要があるため、費用助成を受ける場合は令和9年1月末までに1回目を接種してください。

ワクチン接種では、副反応による健康被害が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、避けられないため、救済制度が設けられています。詳しい内容は、下記へお問い合わせください。

高齢者肺炎球菌 ID 1595

▶対象者(日田市に住民登録をしている人)

①満65歳の人(誕生日の翌月に予診票を送付しています)

②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある人
(身体障害者障害程度等級表1級相当)

▶自己負担額 3,400円(1回のみ助成対象)

▶接種期間

65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで

■共通事項

▶持参するもの

①個別通知に同封した予診票

②本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)

③身体障害者手帳等・各証明書など(該当者のみ)

※県外の医療機関で予防接種を受ける場合は、事前に個別の手続が必要です。健康保険課にお問い合わせください。

次の人は、接種時に下記のいずれか1つの証明書を医療機関に提示すると無料です。証明書の提示がない場合、無料にならないことがあります。

■生活保護を受けている人

- ・生活保護受給証明書(福祉支援課生活福祉係で取得)
- ・診療依頼証

■市県民税非課税世帯の人

- ・有効期限内の後期高齢者医療資格確認書(資格確認書の限度区分欄に「区Ⅱ」又は「区Ⅰ」と記載がある人のみ)
- ・有効期限内の介護保険負担限度額認定証
- ・非課税証明書(税務課税制窓口係、各振興局等で取得)

問健康保険課保健医療係 ☎②8370(市役所6階)



健康・福祉

後期高齢者医療保険

保険料率が決まりました

ID 2133

後期高齢者医療保険料の保険料率は2年ごとに見直され、令和8・9年度の保険料率は、改定されています。また、令和8年度から新たに、子ども・子育て支援納付金分が追加されました。

▶令和8年度保険料の計算方法

保険料は、被保険者ごとに計算します。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計金額が保険料となります。

医療分

$$\text{年間保険料 (上限85万円)} = \frac{\text{均等割}}{6万4,200円} + \frac{\text{所得割}}{\text{前年所得} \times 11.25\%}$$

▶職場の保険の被扶養者だった人の軽減(2年間)

後期高齢者医療制度に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった人は、均等割の5割が軽減されます。また、所得割も課されません。

※国保・国保組合に加入していた人は対象外。

子ども分

$$\text{年間保険料 (上限2万1,000円)} = \frac{\text{均等割}}{1,400円} + \frac{\text{所得割}}{\text{前年所得} \times 0.24\%}$$

▶保険料の納付方法

年金の年額が18万円以上の方は、年金から天引きされます。年額18万円未満の人や介護保険料と併せた保険料が年金受給額の2分の1を超える人は、納付書や口座振替等で納めてください。

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額のこと。

※実際の保険料額は、端数処理を行ったあとの金額となります。

▶保険料の軽減(令和8年度) 所得や世帯の状況に応じて、保険料が軽減されます。

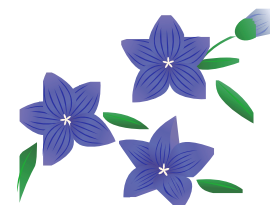
【均等割(医療分6万4,200円、子ども分1,400円)の軽減】 税制改正に伴い、軽減判定所得の基準を変更しました。

軽減割合	軽減判定所得(世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額等の合計)が下記に該当する世帯	対象保険料	軽減後の均等割
7.2割	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯	医療分	1万7,976円
7割		子ども分	420円
5割	基礎控除額(43万円)+31万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯	医療分	3万2,100円
		子ども分	700円
2割	基礎控除額(43万円)+57万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯	医療分	5万1,360円
		子ども分	1,120円

※令和8・9年度は、医療分の7割軽減分からさらに、国の交付金によって0.2割減額が行われ、7.2割軽減となります。

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療制度を安定的に維持することで被保険者が安心して医療を受けられるようにするものです。
皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします。

大分県後期高齢者医療広域連合ホームページ▶



問健康保険課国保・年金係 ☎②8271(市役所1階)